

Love & Fan とくしまスポーツ活性計画「グッズ」貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、スポーツ王国とくしま推進協議会が所有するグッズ（以下「グッズ」という。）を無償で貸し出すことにより、県内のスポーツ関連団体（以下「団体」という。）のスポーツ活動を充実発展させるとともに、スポーツ王国とくしまの取組を広く推進することを目的とする。

(貸出用具)

第2条 貸出用具は、別表に掲げるとおりとする。

(貸出対象)

第3条 用具の貸出対象は、次の各号に掲げる要件を備えた団体とする。

(1) 徳島県内において活動する団体等で、以下の要件を満たすものとします。

- ① 役員・会員等で構成した組織であること。
- ② 組織運営に関する規則（規約・会則等）があること。
- ③ 予算・決算を適正に行っていること。

(貸出期間)

第4条 用具の貸出期間は、7日以内とする。ただし、用具の管理及び運営上支障がなく、前もって会長から許可を得た場合は、この限りではない。

(貸出しの申請)

第5条 用具の貸出しを受けようとする者は、グッズ借受申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を使用する日の7日前までに会長に提出しなければならない。

(貸出許可)

第6条 会長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは貸出しを許可するものとする。

2 会長は、前項の許可をしたときは、グッズ貸出許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(貸出整理簿)

第7条 会長は、貸出整理簿（様式第3号）を整理して、貸出し及び返却の状況を明確にするものとする。

(借受者の義務)

第8条 用具の貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、最善の注意をもって用具を使用するとともに用具に改造を加えてはならない。

2 貸出期間が終了した後は、借受者は貸出し前と同様の状態に整備し、速やかに返却するものとする。

(禁止行為)

第9条 借受者は、用具を第1条の目的に沿って使用するものとし、営利目的で使用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

2 借受者が、グッズを損傷又は紛失したときは、速やかにグッズ損傷(紛失)届(様式第4号)を提出しなければならない。

(貸出しの禁止又は停止)

第10条 借受者が、この規程に従わないときは、会長は貸出しを禁止し、又は停止することができる。

(損害賠償)

第11条 借受者が用具を亡失、損傷又は汚損させたときは、会長は当該用品に相当する額又は現物を弁償するものとする。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。